

○東京藝術大学返還免除奨学生選考委員会規則

〔平成16年12月7日〕
制 定

改正 平成20年4月15日 平成25年10月24日
平成27年5月14日

(設置)

第1条 本学に、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日
文部科学省令第23号）第35条の規定に基づき、東京藝術大学返還免除奨学生選考
委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この規則は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項について定め
ることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）
から本学大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生のうち、支援機構に学
資金の返還免除をすべき者を推薦するため、在学中に特に優れた業績を挙げたと
認められる者を選考する。

2 委員会は、前項の選考にあたっては、支援機構が定める奨学規程第47条第2項
に規定する評価基準に基づき、東京藝術大学返還免除奨学生選考基準を定め、総
合的に評価して行うものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（教育担当）
- (3) 副学長（研究担当）
- (4) 各研究科長
- (5) 各学部の学生生活委員長
- (6) 学生課長
- (7) その他委員会が定めるところにより学長が指名する者

(任期)

第5条 前条第1項第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠
員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行
する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決する
ところとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年12月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。